

宮城県連合中学校教育研究会 書写教育研究部会 会則

- 第1条 本部会は宮城県中学校教育研究会書写教育研究部会と称し、事務局を部会長所在の学校におく。
- 第2条 本部会は中学校書写教育に関する事項を研究協議し、その振興と発展を図り生徒の文化の向上に資するをもって目的とする。
- 第3条 本部会は宮城県内中学校をもって組織する。
- 第4条 本部会はその目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 研究会、講習会などの開催
(2) 書写教育についての調査研究
(3) 書写教育諸団体との連絡提携
(4) その他本部会の目的達成に必要な事項
- 第5条 この部会には、次の役員をおき任期は1年とする。但し重任を妨げない。
(1) 部会長 <1名>
(2) 副部会長 <2名>
(3) 幹事 <各地区3名程度(ただし仙台市は5名程度、仙台地区は7名程度)>
(4) 監事 <2名>
(5) 庶務・会計 <若干名>
- 第6条 副部会長・監事は幹事会に諮って選出する。
- 第7条 役員の仕事は次のように決める。
(1) 部会長はこの会を代表し、会務を処理する。
(2) 副部会長は部長を補佐し、会長が事故あるときこれを代理する。
(3) 幹事は企画運営ならびに外部との連絡にあたる。
- 第8条 会則の決定変更ならびに予算・決算・年度内の事業は幹事会において決する。幹事会は役員で構成し、必要に応じ、部会長がこれを召集する。
- 第9条 この部会の経費は宮城県中学校教育研究会領域別研究会補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第10条 この会則は平成27年6月4日より実施する。
平成28年2月22日 一部改正
平成28年6月1日 一部改正